

愛知県薬剤師連盟 支部活動報告申請について

愛知県薬剤師連盟は、その年度における衆議院選挙（第1区～第16区）或いは、参議院選挙及び地方議員の政治活動における陣中見舞金、その他の活動費の内容を別添の「支部活動報告書」に記載の上、提出期日までに報告書を提出した支部に対して、補助を行う。

但し、政治団体の届出をしている支部に限る。

補助金額の算定について

補助金額の算定については、次のとおりとする。

- 支部の規模（会員数に応じてA会員 500 円、B会員 100 円）を積算基礎とする。但し、会費が完納していること。

（参考）会員数：A会員 100 名、B会員 50 名の場合
 $500 \text{ 円} \times 100 \text{ 名} + 100 \text{ 円} \times 50 \text{ 名} = 55,000 \text{ 円}$

報告書の提出期日について

報告書の提出期日については、次のとおりとする。

- 各年度 4 月～3 月の活動報告を「支部活動報告書」に記載し、当該年度の 3 月 20 日までに本連盟事務局へ提出する。
- 各年度、提出は 1 回のみとする。

補助金の支払方法について

補助金の支払方法については、次のとおりとする。

- 支部活動報告書が提出された支部の口座に振り込みする。

附則

衆議院選挙区の変更（15 区から 16 区）にて、一部語句の修正を行う。（令和 5 年 4 月 1 日）